

船舶事故調査報告書

令和元年11月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和元年6月6日 17時17分ごろ
発生場所	沖縄県金武中城港中城湾新港地区西ふ頭南東方沖 金武中城港中城新港西防波堤東灯台から真方位343°600m付近 (概位 北緯26°18.7′ 東経127°52.0′)
事故の概要	貨物船第一エコープ及び漁船実希丸は、共に南東進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和元年7月8日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 第一エコープ、499トン 142652、全農物流株式会社、松村海運有限会社 B 漁船 実希丸、4トン ON3-140000（漁船登録番号）、個人所有 第296-15899号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、四級（航海） B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A なし B スパンカーに曲損、GPSアンテナに折損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風速 約2m/s、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aほか4人が乗り組み、約10ノット（Kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で南東進中、船長Aが、右舷船首方を同航するB船の針路がA船の前路に向けて接近する状況となったものの、B船がA船を避けると思い、同じ針路及び速力で航行を続けた。 船長Aは、船体への衝撃及び乗組員からの報告がなかったので、B船が無事に通過したと思い、航行を続けていたところ、海上保安庁からの連絡によりB船と衝突したことを知った。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、約8knの速力で南東進中、船長Bが操舵室で椅子に腰を掛けて船首方の見張りを行っていたところ、船尾方から接近してきたA船と衝突した。
分析	A船は、南東進中、船長Aが、B船がA船の前路に向けて接近する状況下、B船がA船を避けると思い、同じ針路及び速力で航行を続けたことから、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、南東進中、船長Bが、操舵室で椅子に腰を掛けて船首方を

	見ながら航行を続けたことから、船尾方から接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、A船及びB船が共に南東進中、船長Aが、B船がA船を避けると思い、同じ針路及び速力で航行を続け、また、船長Bが、操舵室で椅子に腰を掛けて船首方を見ながら航行を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中、前路に他船を認めた場合、他船の進路を避け、十分な距離をとって他船の動向を注視しながら操船を行うこと。 ・航行中は、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。